

野田市立山崎小学校 P T A会則

第一章 総 則

第1条 本会は、野田市立山崎小学校（以下、本校という。）P T Aという。

第2条 本会は、事務局を本校内におく。

第3条 本会は、保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の福祉を増進し健全な育成をはかることを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するための事業を行う。

(1) 教育に対する会員の教養を高めるための事業を行う。

(2) 児童の安全を守るための協力体制を確立する。

(3) 児童の健やかな育成をめざし、学校の教育的設備の整備及び生活環境の充実を図る。

(4) 児童の教育ならびに福祉のために活動する団体及び機関と協力する。

(5) その他、目的達成に必要なことを行う。

第5条 本会は、次のことを遵守する民主団体である。

(1) 教育の中立性を確保するため、特定の宗教、特定の政党に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とする行為や、いかなる営利的企業を支持することもない。

(2) この会または、役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

(3) この会は、自主独立のものであって、他からの統制、干渉を受けない。

(4) この会は、教育機関や学校の教育活動を支援するものであるが、学校の人事や運営管理干渉しない。

第二章 会員と経理

第6条 本会の会員となることができる者は、次のとおりである。

(1) 本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。

(2) 本校に勤務する職員

第7条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。但し、会員の事情により、会費の徴収を免除することができる。

第8条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第9条 経理帳簿及び確証書類の保管期間は、会計年度の終了後5ヵ年とする。

第三章 役 員

第10条 本会に、次の（本部）役員をおく。任期は1ヵ年とする。但し、再任を妨げない。（補欠者の任期は、残余期間とする。）

- (1) 会長1名（保護者）
- (2) 副会長2名（保護者）
- (3) 事務局3名（保護者2名及び教務）事務局長は教務とする。
- (4) 会計3名（保護者2名及び教頭）

但し、必要に応じて会長はこれらの定数を増減できる。

第11条 本部役員は、次のことを行う。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故のときは代行する。
- (3) 事務局は、会務の総括的処理及び運営にあたる。また、本会の記録を整理するとともに、庶務を行う。

第12条 本会に顧問をおくことができる。顧問は常任委員会の了承を経て会長が委嘱し、会長の諮詢に応ずる。

第13条 校長は、学校の責任者として、本会のいずれの会議にも出席して助言指導することができる。

第14条 本部役員は、選考委員会で選出し、総会の承認を得る。

第四章 会計監査

第15条 会計年度終了後、定期総会開催までに本会会計の監査を実施し、定期総会において、その監査結果を報告する。

第16条 監査員は1年生の保護者とする。但し、次の者は監査員に就くことはできない。

- (1) 常任委員及びその家族
- (2) 会長歴任者及びその家族
- (3) 会計歴任者及びその家族

この場合、選出方法の決定並びに選出は常任委員会にて行い、1月末日までに決定

する。

第五章 組織及び機関

第17条 本会に、次の機関をおく

(1) 総会

(2) 常任委員会

第18条 総会は、本会の最高議決機関である。

第19条 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、毎年4月に開き決算と会務並びに予算を決定し、役員の承認を行う。

第20条 総会及び議事は、出席者及び委任状を含め会員の過半数で成立し決定する。

但し、この場合における会員とは、当年度4月1日以降に第6条の定めに該当する者とする。

第21条 常任委員会は、本部役員、専門部長で構成する。会長は隨時招聘して次の事を行う。

(1) 総会により委任された事項の審議及び執行

(3) 本会の目的に応じた事業の立案遂行

(4) 会則及び細則の改正に関する審議

(5) その他、緊急事項の処理

第六章 各種委員会

第22条 本会は、次の各種委員会をおく。

(1) 専門部会

(2) 卒業対策委員会

(3) 本部役員選考委員会

(4) バザー実行委員会

(5) 青少年補導委員会

2 各種委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

3 各種委員会の事業の遂行にあっては、部長、委員長等は常任委員会へ報告して実施する。

4 その他、事業の立案遂行にあたり、第1項各号に掲げるものに特別な係をお

くことができる。

- 5 各種委員会及び前項の特別な係は、別に定めるところにより、構成員を指定することができる。

第23条 本会は、次の専門部をおく。

- (1) 厚生部
- (2) 広報部
- (3) 文化教養部
- (4) 安全指導部
- (5) バレ一部

第24条 専門部の部員は、保護者並びに学校の推薦職員によって構成される。但し、安全指導部は各地域より選出された保護者で構成する。各部の部長は、構成員の中から互選により1名（保護者）を選出する。副部長（保護者）については、厚生部及び文化教養部は前年度の部長にある者を；その他の部は必要に応じて部長の指名または、部員の互選により選出する。

第25条 専門部の会議については、部長が事務局と緊密に連絡をとり、その上で会長にはかり招集する。

第26条 専門部は、次の事項を行う。

- (1) 厚生部は、ベルマークの収集並びに学校の環境充実をはかる事業を行う。
- (2) 文化教養部は、児童並びに会員の教養と親睦を高める事業を行う。
- (3) 広報部は、本校の教育目標、PTA活動の意義を中心として会員相互の理解を深めるため会長及び校長との密接な連携をとり、会報を編集し発行する事業を行う。
- (4) 安全指導部は、児童の校外事故防止対策（地域の危険個所の点検並びに処置）及び夏休み等の補導または必要な事業を行。
- (5) バレーボール部は、バレーボール活動を通して他校の会員と親族をはかり学校の環境充実をはかる事業を行う。

第27条 卒業対策委員会は、卒業に係る各種企画及び積立金の管理等を行う。委員会の会議については、委員長が事務局及び6年学年主任と連絡をとり開催する。

- 2 卒業対策委員は、6年保護者をもって構成し、その中より委員長1名、副委員長2

名を互選により選出する。

第28条 本部役員選考委員会は、次年度の定期総会で本部役員の候補者として推薦する会員を選考する。委員会は、常任委員、教頭をもって構成し、選考委員長（保護者1名）および、副委員長（保護者1名）は互選により選出する。

2 選考委員会の任期は、発足日より総会において役員が承認されたときまでとする。

第29条 バザー実行委員は、バザー実施の企画及び運営を行う。

2 バザー実行委員長及び副委員長（2名）は委員の中から互選により選出する。

第30条 実行委員長はバザー開催後2ヶ月以内に、決算報告書を作成し、常任委員会へ報告を行う。決算報告書の作成は本部会計がその任に就く。

第31条 青少年補導委員は児童の健全な育成のため、地域の人と協力しパトロール等を行う。

2 各学校より3名（教師1名、保護者2名）を選出し、任期は2年間とする。

第32条 第22条第4項に定める特別な係は、次のとおりとする。

(1) 家庭教育学級係

(2) イベント協力係

第八章 細則 その他

第33条 本会運営上必要な細則は、本会の会則に反しない限りにおいて、常任委員会の議決を経て決める。但し、常任委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第34条 会費は、会員世帯額月額300円とする。

第九章 改 正

第35条 本会の会則の改正は、総会の議決による。

第十章 附 則

第36条 本会則は、平成2年4月1日より実施する。

本会則は、令和3年4月1日より実施する。

各専門部、委員会及び係の構成員の指定に関する細則

この細則は、野田市立山崎小学校 P T A 会則第 22 条第 5 項の定めに基づき、会則で定めるものを除き、構成員の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 次の専門部、委員会及び係は、構成員を各学年単位に割り振るものとし、主な活動内容は次のとおりとする。

専門部、委員会及び係	学年	主な活動内容
家庭教育学級係	1 学年	南部梅郷公民館が主催する行事への参加に関するここと。
イベント協力係	2 学年	美化活動や学校・P T A 行事への参加に関するここと。
バザー実行委員会	3 学年	バザーの企画・運営に関するここと。
厚生部	4 学年	ベルマークの整理・集計作業に関するここと。
文化教養部	5 学年	芸術鑑賞会の企画・運営に関するここと。
バザー実行委員会	6 学年	バザーの企画・運営に関するここと。

- 2 第 1 項の他に会員の選出希望で構成する専門部及び委員会は、次のとおりとする。

- (1) 広報部
- (2) バレ一部
- (3) 卒業対策委員会

- 3 前項に定めるものの他、本部役員、安全指導部、青少年補導委員会に選出された会員は、第 1 項に定める学年単位の割り振りを除外する。

4 附則

本細則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

野田市市立山崎小学校 P T A 表彰・慶弔規程

第一章 総 則

第1条 本会の表彰及び慶弔は、この規定による。

第2条 本規定の対象範囲は、児童並びに会員とする。

第二章 表彰

第3条 本会の表彰は、次の基準によるものとする。

1. 本部役員または、専門部の部長を務めた者。
2. 本会の会務推進にあたり功績が顕著であり、常任員会にて推薦、承認された者

第4条 野田市立小中学校 P T A 連絡協議会（以下、「市 P T A」という。）への推薦は、次の基準によるものとする。

1. P T A 会長を務めた者
2. 本部役員または、専門部の部長、各種委員会の委員長を 3 年以上務めた者
3. その他については、市 P T A 表彰規程に従う。

第5条 千葉県 P T A 連絡協議会への推薦は、市 P T A 表彰規程に従い推薦する。

第三章 慶弔

第6条 本会の慶弔対象事項は、次のとおりとする。

1. 児童または会員の死亡に際し、弔慰金を贈る。金額は次の基準とする。

慶弔の種類	適用の範囲	金額
死亡	会員	10,000 円
	児童	10,000 円

2. その他 常任委員会で必要と認める事項とする。

第四章 附 則

第7条 本会則は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。